

京都市訓令甲第 31 号
庁 中 一 般
事 業 所
上 下 水 道 局
教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

別表建設局の項中「都市整備部整備推進課」を
「道路建設部用地課」に改め、「事
業推進室」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)